

次のとおり不用物品の売り払いに係る条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年6月9日

契約担当者 秋田県産業技術センター所長 杉山 重彰

1 入札に付する事項

- (1) 物 品 名 超臨界発泡射出成形機 1台
- (2) 引 渡 場 所 秋田市新屋町字砂奴寄4-11 秋田県産業技術センター本館
- (3) 引 渡 期 限 令和7年10月31日（金）
- (4) 物 品 概 要 機器仕様書のとおり
- (5) 物品の搬出条件 入札説明書及び契約書記載事項による

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
 - ① 業者種別「古物商・廃棄物処理」に登録していること。

3 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

4 入札説明書等の交付

入札説明書及びその他様式等については、令和7年6月9日（月）から令和7年6月23日（月）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載し、配布するものとする。

5 設計図書等の交付

本入札に係る機器仕様書、契約書案（以下「設計図書等」という。）については、令和7年6月9日（月）から令和7年6月23日（月）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和7年6月16日（月）までに秋田県産業技術センター所長に書面により行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和7年6月19日（木）までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

7 入札執行の日時及び場所

令和7年6月24日（火） 午前10時00分

秋田市新屋町字砂奴寄4-11 秋田県産業技術センター本館 管理棟1階 会議室

8 入札保証金

免除する。ただし、入札保証金免除申請書を提出のこと。

9 その他

- (1) 入札に関する現場説明会は5で定める期間、随時実施する。なお、この場合、10に定める問い合わせ先に事前に連絡をすること。また、入札説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認められた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を無断で、公表は使用することはしない。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 入札の方法
入札執行回数は、2回までとする。
入札者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。
- (6) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は認めない。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格以上、かつ最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (9) 契約書作成の要否
要
- (10) その他
詳細は、入札説明書による。

10 問い合わせ先

公 所 名 秋田県産業技術センター 総務管理部 総務管理チーム
住 所 秋田市新屋町字砂奴寄4-11
電話番号 018-862-3414